

○石狩市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成 17 年 11 月 9 日要綱第 143 号

改正

平成24年 7 月12日要綱第78号

石狩市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 石狩市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正性及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、石狩市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定

(2) センターの運営に関すること。

ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、ア(イ)の事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。

(ア) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか

(イ) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか

(ウ) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) 地域包括ケアに関すること。

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

(4) 前各号に掲げるもののほか、運営協議会が必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 介護保険のサービス事業者並びに保健、医療及び福祉に係る職能団体の関係者

(2) 介護保険の被保険者及びサービス利用者

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護及び相談事業等を担う関係者並びに地域における連携及び支援体制の関係者

(4) 学識経験を有する者

(5) その他市長が認める者

2 委員の任期は、3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集する。

2 運営協議会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は原則公開とするが、センター設置法人が実施する事業や介護予防支援事業の業務の一部を委託できる居宅介護支援事業者に係る審議等に関し非公開とする。

5 会議において、第2条第1号に規定するセンターの設置等に関する事項の審議を行う際に、委員が当該センターの設置者である法人又は団体の役員若しくは構成員である場合は、その委員を当該事項の審議にかかる会議から除くものとする。

(庶務)

第5条 運営協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会

に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月9日から施行する。
- 2 この要綱施行の後最初に委嘱される運営協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成24年7月12日要綱第78号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。